

## 船橋市物品調達指名業者選定審査会事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、船橋市物品調達指名業者選定審査会要綱（以下「要綱」という。）に基づき設置する審査会に係る運営に関し、必要な事項を定める。

### (関係書類の提出)

第2条 物品を主管する課の課長は、審査会に付議すべき案件があるときは、予算執行伺書に仕様書・見本等を添付して、契約課長に提出するものとする。

なお、指定する物品がある場合には、機種選定理由書を添付するものとする。

2 前項の場合において、特に推薦する業者があるときは、その物品を主管する課において決裁の上、指名業者推薦書を添えて契約課長に提出するものとする。

### (開催の時期)

第3条 審査会は、前条に規定する関係書類が提出された後に行うものとする。

2 審査会を開催する時間的余裕がないときは、指名業者選定書の稟議をもって代えることができる。

### (審査会後の処理)

第4条 審査会において指名業者を選定したときは、指名業者選定書に出席者が署名又は押印するものとする。

2 契約課長は、審査会において指名業者を選定した後、直ちに契約執行伺書により当該物品調達に係る決裁責任者の決裁を受けなければならない。

3 契約課長は、前項に規定する決裁の後、直ちに指名の通知を行うものとする。

### (集合入札時の審査の特例)

第5条 集合入札（複数の予算執行伺書を併せて1つの入札として執行することをいう。）において総設計額3,000万円を超える場合に行う審査会における要綱第2条及び第5条に定める「物品を主管する課の部長及び課長」は、設計額が最も高い課の部長及び課長をもって充てるものとする。

### 附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。